

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更 Q&A

技術管理課技術調整担当

**Q 1 感染拡大防止対策のため、資機材の購入について協議があった場合、リース品との経済比較はどうするのか。**

A 1 原則、リースの場合のみ追加費用を認めることとする。ただし、リース品が確保できない場合、またはリース品が存在しない場合については、購入費用も認めることとする。なお、購入費用を計上する場合は、減価償却の考え方\*などを適用し、適切に評価することが望ましい。

※減価償却(定額法の場合)の考え方(例)

<タブレット購入、工期420日の場合>

6万円の資機材を購入(耐用年数は5年)

$6\text{万円} \div 5\text{年} = 1.2\text{万円/年}$  (1千円/月)

$1\text{千円} \times 14\text{ヶ月} = \underline{14,000\text{円}}$

ただし、減価償却の考え方は会社により異なるので、上記を例とし、実情に応じて適切に評価すること。

**Q 2 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費について、既に持っている資機材を使用する場合、どのように費用を計上するのか。**

A 2 通信費のみ追加費用を認めることとし、その場合の費用については、受注者から提供してもらう資料において、当該現場で使用した費用を適切に証明することにより、費用を計上することが出来るものとする。

**Q 3 費用計上したものが、実際に当該現場で使われていることの確認はどのように行うのか。**

A 3 事前に施工計画書又は業務計画書へ反映させ、発注者の了解を得ること。確実に履行されていることの確認方法については、現場に行った際に確認するか、写真等での報告でも良しとする。

**Q 4 マスクについて、数枚の購入でも追加費用を認めるのか。**

A 4 量の線引きは難しいので、あくまで常識の範囲内での対応とする。

**Q 5 県外から出勤している作業員等について、公共交通機関利用時の感染リスクを避けるため、県内に宿泊する場合の費用は認められるのか。**

A 5 宿泊期間(作業発生期間のみとする等)及び宿泊費(他の宿泊施設と比較する等)を適切に評価した上で認めることとする。

**Q 6 設計変更時に計上する当該費用は、設計書においてどのように積算するのか。**

A 6 共通仮設費及び現場管理費に積み上げで計上することとし、率計算の対象外とする。  
発注者においては、Z0042 (\*\*工事価格の積み上げ費用) の配下に、各々の費用を計上すること。

※Q&Aについては、発生事例等を踏まえ、随時更新していくこととする。